

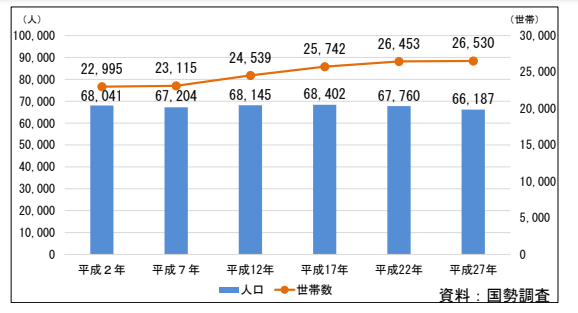
# 敦賀市立地適正化計画（案）の概要【敦賀市立地適正化計画 市民中間説明会】

## ●立地適正化計画ってなに？

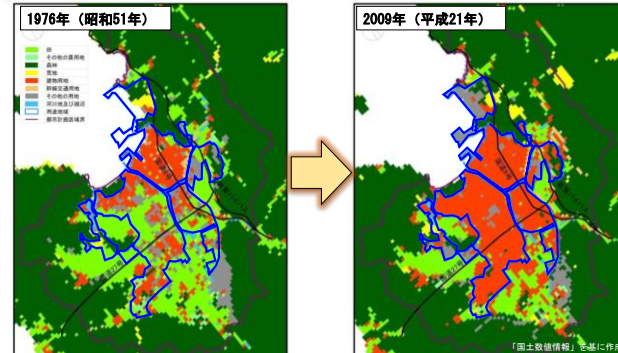
全国の都市では、人口が減少し、少子高齢化が進行しており、様々な課題や問題が発生していくと懸念されており、その中で必要な施設をもっと使いやすい場所に集めて、まちをより便利で暮らしやすくする方法を検討するのが「立地適正化計画」であり、平成26年8月に都市再生特別措置法の一部が改正され策定できるようになりました。

## ●敦賀市の状況は？

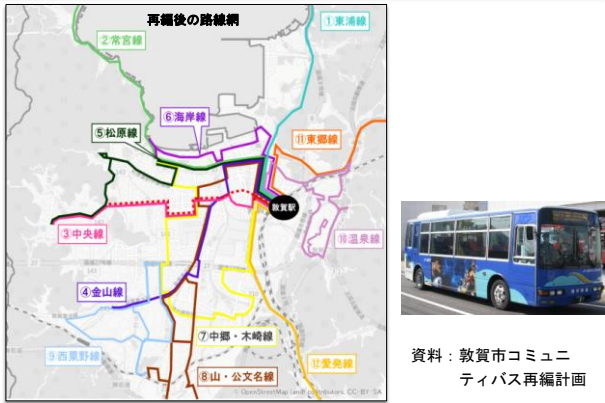
### ■敦賀市の人口の変化



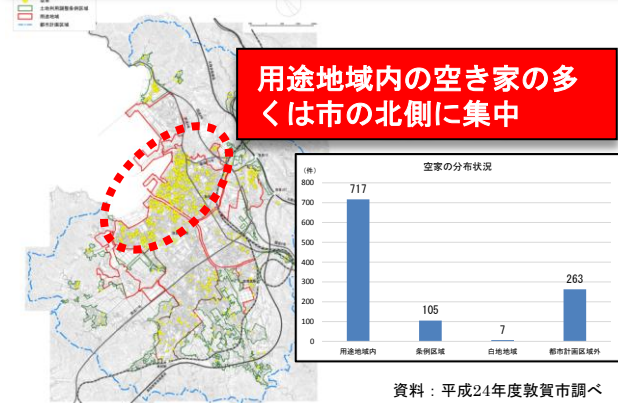
### ■土地利用の変遷



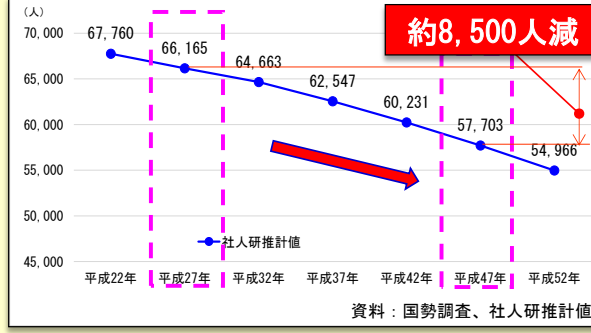
### ■公共交通の状況



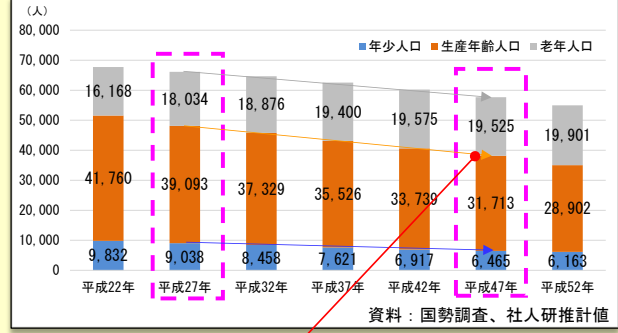
### ■空き家の状況



### ■敦賀市の人口推計（社人研）



### ■各年齢区分別の人口推計（社人研）



○都市が広がり、低密度な人口構造になっています。  
○少子高齢化、人口減少が進行していくと予測されます。

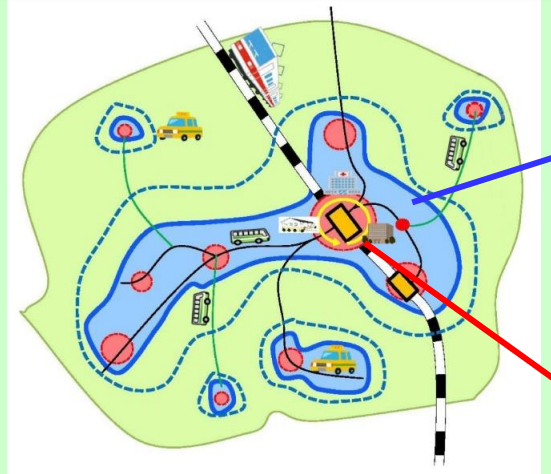
## ●考えられる課題は？

- 人口密度が低下することで、空き家や空き地が増え、地域の活動や地域コミュニティが成り立たなくなる可能性が考えられます。
- 商業施設等の生活に必要な施設が撤退し、生活が不便になっていく可能性が考えられます。
- 公共交通の利用者が減少し、運営が困難となる可能性が考えられます。
- 財政が減少し、様々な行政運営が困難になる可能性が考えられます

市民の生活に大きな影響が生まれる恐れがあります。

敦賀市においても、立地適正化計画を策定し、将来に渡り持続可能な都市構造を目指し、安全で安心なまちづくりを行っていきます。

## ●立地適正化計画の特徴は？



## ●居住誘導区域



## ●都市機能誘導区域



## ●立地適正化計画で定めること！

- 都市機能誘導区域及び居住誘導区域を定めます。
- 都市機能誘導区域へ誘導するための施設（誘導施設）を設定します。
- 施設を誘導するための施策を定めます。

## ●居住誘導区域外

規模を越える開発を行う場合等届け出が必要となります。  
・3軒以上の建物の開発  
・1、2戸で1,000㎡以上の開発等

## ●都市機能誘導区域外

誘導施設に位置づけられた施設を都市機能誘導区域外に建てる場合等に届け出が必要となります。



# 敦賀市立地適正化計画（案）の概要【敦賀市立地適正化計画 市民中間説明会】<sup>P2</sup>

## ●敦賀市の課題は？

- 敦賀市は、国道27号バイパスのあたりを境に、都市構造が2分化されたような状況であり、中心市街地部では、人口減少、空洞化、活力の低下が進行していると考えられます。
- 中心市街地の活性化が求められる一方で、国道27号バイパスより南側では人口が増加し、スプロール化（無秩序な郊外化）が進展しています。
- 将来的に限られた財政の中で、既存の施設をうまく活用しながら、効率的な都市経営を行っていくことが必要です。

## 課題解決の考え方

これらの課題を解決するために！

都市機能がすでに充実している北側のエリアへ長期的に居住を誘導していき、コンパクトな都市を形成することで、持続可能な都市をめざすとともに、南側の地域等については良好な居住環境が存在していることから、その保全に努めていきます。

## ●まちづくりの方針

### まちづくりの将来像

多様な世代との交流から、  
様々なめぐりあいが生まれる『港まち敦賀』

### 基本方針

- 住みたくなる空間
- 安全で安心なまち
- 便利なまち

将来像に基づき基本方針を設定し、まちづくりを行っていきます。

■まちづくりの方針を実現するために、「**居住誘導区域**」と「**都市機能誘導区域**」を設定し、**長期的**に、**ゆるやか**に住まいや生活利便施設の立地を促していきます。

■居住誘導区域の外のエリアは、敦賀市の都市計画マスタープランの整備方針に基づき、良好な住環境の維持、保全を図るとともに、交通網等の居住に関するセーフティネットの維持、確保に努めていきます。

